

議員発案第 3 号

30人以下学級の実現を始めとする教育予算の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「30人以下学級の実現を始めとする教育予算の充実を求める意見書」を提出するものとする。

平成20年6月27日 提出

提出者 三条市議会議員 小林 誠

賛成者 三条市議会議員 野崎 正志

同 三条市議会議員 木菱 晃栄

同 三条市議会議員 田中 寿

同 三条市議会議員 横山 一雄

## 30人以下学級の実現を始めとする教育予算の充実を求める意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところである。しかし、昨今の教育界は、いじめや不登校、暴力行為など深刻な教育問題があり、その解決のためにも、これまでの知識を教え込む一斉的・画一的な教育から、一人一人の子供の個性を大切にし、共に学ぶ教育へと転換していくことが求められている。それには、学級規模を30人以下に縮小することを始め、子供たちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要である。また、特別支援教育や食教育・健康教育の充実、読書活動の推進、地域に根ざした教育の実現のためにも、国が適正な公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）を改正し、適正に教職員を配置するべきである。

中越大震災及び中越沖地震を経験した子供たちへの心のケアのため、政府は平成16年度から教育復興加配教員を加配してきた中で、一人一人の子供たちにきめ細かに対応できるようになり、子供たちが徐々に明るさを取り戻している。地域の事情と子供たちの実態に応じて弾力的な教職員加配することは極めて重要である。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのものである。教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するために義務教育費国庫負担制度が設けられた。地方への多大な負担を課すことなく義務教育の基盤をつくっていくことは国の責務である。

こうした教育事情を考慮され、豊かで行き届いた教育を実現するため、以下のことを十分踏まえ法改正及び財源措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 30人以下学級の実現を始め、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改正すること。
- 2 地域の事情や子供の実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担割合を3分の1から2分の1にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

三条市議会議員 阿部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣